

平成 24 年

新 城 市 教 育 委 員 会

7 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成24年7月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 7月31日（火） 午後2時30分から午後5時まで

2 場 所 新城市勤労青少年ホーム 集会室

3 出席委員

川口保子委員長 瀧川紀幸委員長職務代理者 菅沼昌人委員
馬場順一委員 筏津順子委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長
小石清人教育総務課長
原田隆行学校教育課長
菅谷典弘生涯学習課長
請井浩二文化課長
山内祥二文化課参事
加藤貞享文化課参事
佐宗勝美スポーツ課長

5 書 記

小林義明教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 協議・報告事項

- (1) 新城市教育委員会規則による教育表彰について
- (2) 新城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (3) 平成24年7月臨時市議会について
- (4) 共育の日学校公開の総括について
- (5) 平成25年度使用小中学校教科用図書について
- (6) その他

日程第4 そ の 他

- (1) 文化事業について
- (2) 夏休み中の博物館活動について
- (3) 中学生の着帽について

委員長

それでは、平成24年7月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、事前にお目通しをいただいています。ご異議がなければご承認、ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますのでご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第2 教育長報告

委員長

それでは日程第2教育長報告に入ります。それではよろしくをお願いします。

教育長

先ほどの、教育委員研修会でも熱中症対策が話題になりましたが、暑い日が続いております。7月の動きについてご報告したいと思います。

まず1日に、設楽原決戦場まつりが行われました。しかし、あいにくの雨天でございまして、小中学校が企画した行進や馬防柵の演技などは残念ながらできませんでした。また来年に期して、ということになります。同日、プレ市民総会が行われまして多くの市民が参加し、活発な意見交換が行われました。

3日ですが、毎年恒例になっています、ベンチャークラブから絵本の寄贈がございました。また、同日に新城地方教科用図書採択協議会が設楽町で行われました。

6日、社会を明るくする運動では「共育」についてのお話をし、考えていただきました。

7、8日のツールド新城ですが、7日は雨天で転倒者が続出しました。8日は天気が回復し、快適に行うことができました。参加者は過去最高の人数でした。

それから、15日は中学校夏季体育大会が行われました。炎天下ではございましたが、熱中症患者がでることなく無事に終えることができました。

19日、学校給食モニタリング事業調査委員会が県のほうで行われました。どういふものかといいますと、給食の食材に放射能汚染がないかどうかを調査するというものでございます。具体的な方向につきましては、また決定次第報告します。

それから、21日から27日まで世界ニューキャッスルアライアンス会議ということで、私が市長代行で行かせていただきました。日程については、資料に記したとおりです。23日から26日まで、実質のアライアンスがあったわけですが、朝8時半から夜10時までびっしりの日程でした。ニューキャッスルが市民をあげてやっておりました。この会に、青年4人、大人3人、事務局から2人参加しました。

まず大きな収穫として第一に挙げたいことは、若者たちが行く前と帰ってきた時で大きく変わりました。同じ各国のユースの仲間から、若者が何を考え、何をしたいか

なければならないかということの自覚、こういった会議を通して若者の声を反映していくのだということ、世界のニューキャッスルの若者たちとのネットワークを通してお互い成長をしていく覚悟、そしてそのディスカッションにリアルタイムで参加できないというもどかしさを痛切に感じてきました。どういうことかと言いますと、世界11カ国12市が参加しました。日本を除く11市は母国語はもちろん、英語で自分の考えを述べることができ、日常会話程度なら、さらに他の国の言葉も話せます。それを目の当たりにしました。英語力、英語の言語力を身につけるために、さらにレベルアップしなくてはならないと、青年4人は口々に言っておりました。

そして、私なりにまとめてみたことが6点ございます。1点目は、もはや友好、親善の時ではない、ということです。過去にはそういったことで国際交流だとか、中学生の海外派遣を行ってきましたが、それは友好、親善のレベルです。ただ今回参加してみますと、世界の若者たちがどんな考えを持っているのか、そして、それに対して日本の青年が自分の考えに自信を持つことができない、そういうところを感じました。政治、経済などのことについても同じ年齢でしっかりとした考えを持っていました。同じ土俵上でしっかりとした議論をし、成果を求めるには、今回日本人の英語力はなさすぎると感じましたし、今の日本社会全体において言えることですが、政治や経済などについても意識が低く、そこを見直さなければならないと感じました。

2点目は、グローバルスタンダードの必要性を感じました。どういうことかと言いますと、よく日本のガラパゴス現象ということが言われております。日本独自、日本だけが世界と隔絶しているという部分ですが、これはあらゆる部分に感じました。教育長という立場から、井の中の蛙ではいけない、視野を広く持とうと戒めておるところですが、世界的認識の中で教育を考えていこうという認識はありませんでした。自分たちがグローバルスタンダードだと思っていることも、実はガラパゴス現象かもしれないという意味合いにおいて、もっと視野を広く、情報を広く求めていく必要があると感じました。

3点目は、日本語で考え、議論する力、これを習得する必要があると強く感じました。日本人はどちらかという議論するのを好まず、グレーの中で理解するというのが日本の家庭、社会のスタンスですが、あえて世界というものを視野にするならば、議論をする、考えをしっかりと言うという姿勢を持たないと外へ出て通用しないと思います。

4点目は、考え、議論をするための英語力の養成です。これがなければ太刀打ちできません。日本で小学校での英語活動が取り入れられてきましたが、年齢に応じたコミュニケーション能力を高めることが大事ではないでしょうか。小学校、中学校、高校の英語教育の在り方を考え直していく必要があるのでは、と思いました。

5点目は、教育委員の皆様方にも、ぜひ支援していただきたいと思うのですが、今回参加した若者4人がユース会議の設立を目指したいと言っております。こうしたものを目指すことが、今回アライアンス会議へ参加した使命ではないかということをおっしゃるので、動きがありましたらぜひ支援していただきたいと思っております。

6点目は、英語教育の見直し、ということです。今後の教育委員会議で話を聞けたらと思っています。

アライアンス中は、色々と工夫してもてなしてくれました。社会の色々な仕組みについてですが、自己責任を問う場面が多くみられました。派遣団9人が全員病気をすることもなく無事帰ってこられたのはよかったですと思いますが、荷物が届かないなどのトラブルもありました。

若者たちが世界を意識して、あるいは市の行政というものを意識して生活できるようなものの1つの火種となればと感じております。以上です。

委員長

ありがとうございました。お疲れさまでした。それでは今のお話でご意見、ご質問ございましたらお願いします。

委員

英語力を高め、リアルタイムで議論していくということは日本人には欠けていると私も思います。それではある程度英語ができるようになったからといってしゃべれるかということ、それでも日本人の多くはしゃべることができない。どういうことかということ、日本のこととしてのまとまった意見を持っていない、ということです。本気になって話し始めると入っていけない。それで初めて、もっと日本について知らなければならぬと思うのです。英語力をつけると同時に、日本という国のことについて自分の考えをある程度持つようにしなければ、英語の能力を身につけても述べられない、ということが往々にしてあるように思います。

教育長

聞いてみました。なぜあなたたちは母国語以外に英語もできるのですか、と。その答えは、学校で英語を勉強したからです、でした。日本人も同じなのですが。

また、会議で新城を紹介しようといくつか用意していきました。反響がよかったものは、地酒でした。歓迎会の時に100名ほど集まった方々に、米の文化とともに披露しました。大変喜んでおりました。

それから、陣羽織を借り、持っていきました。着いた時に市の歓迎パレードがあり、ぱっと羽織ったところ、「サムライ」など歓声がおこりました。これも新城をアピールするのにはよかったなと思います。

また、東日本大震災について皆様のご支援ありがとうございました、ということを手紙に心を込め、英語で言いました。聞いていて涙が出そうになったと言ってくれた方や、震災直後の日本人の行動についてすばらしかったという声などをいただきました。

最後の市長会議では、水引の祝儀袋を持っていきました。次のアライアンスまでに様々な課題や宿題をもらい、その課題、宿題を果たしたら、日本の祝儀袋と同じようにお祝い、喜びのしるしに袋に入れようと渡したところ、大変喜んで持っていかれました。新城なりの発信をいかにするかということは大事だと思います。このニューキャッスルアライアンスを提案・発案し、呼びかけたのが日本の「新城」であるという

ことから、世界の11カ国から今のところは敬意を持って受け入れられています。当初は友好、親善であったかもしれませんが、今はその域を脱し、新たな協力関係のもとで、その絆は姉妹都市等よりも深い関わりがあると感じました。この14年を経た会議を、新城市民としていかに今後もっていくのかということは、とても大事なことです。

委員長

アライアンスの間はずっと通訳がついていたのですか。

教育長

はい。ただ、ディスカッションの時は同時通訳といっても、どうしてもタイミングがずれます。生で言えるようになった時が、初めてフラットな関係になったと言えると思います。

1つよろしいですか。一件追加での報告です。30日、昨日ですが、岡野薫子展のオープニングを行いました。全国でも岡野薫子展を様々やっているのですが、今回最高のものです。ご本人も陣頭指揮をとってやっていただけました。これに伴って、同人誌「ぶっぼうそう」が発刊されます。表紙絵も、中の挿絵も全て岡野さんのものです。これが8月7日発刊になります。ぜひ読んでいただけたら、と思います。10月10日まで、午前10時から午後4時まで開催していますので、みなさんぜひ足をお運びください。

日程第3 協議・報告事項

(1) 新城市教育委員会規則による教育表彰について

委員長

日程第3、協議・報告事項、(1) 新城市教育委員会規則による教育表彰についてですが、秘密会議として取り扱いますのでお願いします。

日程第3 協議・報告事項

(2) 新城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長

日程第3 協議・報告事項(2) 新城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、スポーツ課お願いします。

スポーツ課長

新城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご報告させていただきます。9月の市議会上程議案としまして、本件を提出させていただいております。新城市役所用地の決定に際しまして、市民体育館の取り壊しが決定しました。体育館の設置及び管理に関する条例には2つの分館も含まれます。本体であります市民体育館がなくなるということで、一部改正ということで上程させていただいております。中身で大きくかわるところは、新城市民体育館の削除と分館2施設の呼び方です。今まで市民体育館に職員の配置を条例で定めていましたが、この部分の削除、市民体育

館の使用料の削除、ということになります。

9月議会に上程しますのは、市民体育館の優先予約が12月から、また利用者への周知期間を併せますと、9月議会への上程が必要となります。なお、例規審議会でも若干内容がかわるかもしれません。以上です。

委員長

ありがとうございました。これについてご質問ございましたらお願いします。

日程第3 協議・報告事項

(3) 平成24年7月臨時市議会について

委員長

日程第3、協議・報告事項(3)平成24年7月臨時市議会について、教育総務課をお願いします。

教育総務課長

ご説明をさせていただきます。7月6日に臨時市議会が開かれております。議案につきましては、新城小学校屋内運動場工事に係る請負契約の締結、の1点です。

これに対して、質疑通告が2名の市議からありました。

まず1人目ですが、山田たつや議員からの通告内容が、一般指名競争入札の経緯と設備等による分離発注のメリット、また工期までに完了は可能か、ということでした。回答については契約検査課が主となって回答しております。回答内容ですが、地方公共団体の契約は、地方自治法234条で、契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りにより締結するものとなっています。そして、新城市競争入札実施要領におきまして、予定価格が130万円を超え1000万円未満の建設工事を指名競争入札、1000万円以上を原則一般競争入札としています。また、国の方針、指針を受けて、平成22年4月に新城市建設工事等に係る分離・分割発注の方針も踏まえ検討をし、入札審査会において建築と電気設備、機械設備の分離発注、と入札参加条件を決定しました。分離発注のメリットとしては、分離により地元発注・受注機会の増大が図られ、受注による雇用機会の確保、また地域経済の活性化に寄与するものと考えます。また、工事全体の工程計画については、工事管理業務を1つの業者に頼むことで調整を行い、工期までの完了は可能であると回答しております。

2人目ですが、鈴木眞澄議員からです。5点ございまして、1点ずつご報告させていただきます。

まず1点目として、入札執行が遅れた理由についてです。6月の定例市議会ではなく7月の臨時市議会となった理由ということですが、教育委員会の回答といたしましては、今回の新城小屋内運動場改築工事にあたり、建築基準法の規定による日影制限にかかる建築許可申請を県へ提出しました。この規定は同一敷地内にある既設建物も審査の対象となりますが、過去の許可申請とのあいだに齟齬が判明し、確認作業に時間を要したために当初予定していた入札執行が遅れ、臨時議会の開催をお願いすることとなった次第でございます、と回答しました。

2点目は、年度内竣工への影響は、ということでした。来年3月3日には工事完了の予定で年度内竣工への影響はないものと思われ、と回答いたしました。

3点目ですが、工事予定が今後遅延した場合の対策は、ということですが、これについては毎週行われる工程会議でしっかり進捗を管理していくので、遅延は想定しておりません、と回答しております。

4点目ですが、地域材を外装材として使用することだが、具体的にはどこに使用するかというご質問ですが、これについては屋内運動場のアリーナをはじめ、ステージ、舞台の床を檜のフローリング仕上げとし、アリーナー階部分の内壁を杉、檜材で化粧いたします。また、玄関ホール等の腰壁も地域材で施工することとしております。その他、全て新城産材を使用することを予定しております。

5点目ですが、新城市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針との整合性は、ということについてご質問がございました。これは、市の産業立地部から出された方針ですが、本年度の6月1日に施行されたものです。この方針の目的ですが、公共建築物等を整備するために用いる木材の需要を確保することにより、森林の適正な管理と自給率の向上につながることを目的としています。つまり、地域材を使いましょう、ということなのですが、一部読み上げます。「公共建築物を整備する場合は、建築基準法、その他法令に基づく基準で耐火建築物とすることが求められない低層の建築物、高さが13メートル以下、延床面積3000平方メートル以下について木造化することが困難、あるいはなじまない場合を除き、原則として木造化する」とするものであります。新城小屋内運動場については平成23年度に設計を行っているため、この方針に沿って計画したものではありませんが、極力地元材の利用を図る計画としている、という回答をいたしました。以上2名からご質問がありました。

その後採択し、可決いたしました。この後7月16日（月）に起工式及び起工報告会を行っております。工事の請負業者ですが、ご紹介させていただきます。まず建築工事につきましては、松井建拓、電気設備関係については共同企業体というものをつくっていただいておりますが、豊川のアンデンと藤良電気、機械設備については、これは水道工事に関わるものですが、アガタ設備です。先ほども申し上げましたが、工期の3月3日の完了に向けて動いています。以上です。

委員長

ありがとうございました。ご質問ございましたらお願いします。

委員

監理については。

教育総務課長

設計を黒川建築事務所というところがやっていますので、監理監督についても同じ業者が行います。

委員長

では、次に入ります。

日程第3 協議・報告事項

(4) 共育の日学校公開の総括について

委員長

日程第3、協議・報告事項(4)共育の日学校公開の総括についてお願いします。

学校教育課長

お願いします。平成24年度「共育の日」学校公開、振り返りと次年度への提案をご覧ください。

1番目のねらいですが、この日を設けることによって広く市民の参加をできるようにする、ということです。

2番目の実施日ですが、6月16日から20日までのうちの3日間としました。

3番目の実施内容については、市内小中学校26校、すべてが3日間、終日学校公開を行いました。

4番目の広報についてですが、8種類のものを用意しました。ふるさと情報館、市役所ロビー、体育館2階広報コーナー、合唱交歓会受付でのチラシの配布、市教委だより(HP)、5月記者懇談会で報道機関への発表と資料提供、定時放送、中日くらしのメモ、ニュースガイド(新聞折り込みチラシ)、各学校のHP、各学校からのチラシ配布を行いました。

5番目ですが、この「共育の日」の学校公開を前にして、各学校、校長からの意見集約をしたものです。これについては5月31日校長研修会での意見集約です。資料中1点目ですが、従来の学校と地域との関連行事を見直したり、膨らめたり、繋げたりして取り組む。3点目ですが、「共育の日」に合わせて、これまでの行事を移動した。できないものは、これまでと同じ開催日にし、「共育の日」では普段の様子を見てもらうことにした。5点目ですが、受入れの安全対策を講じている。また、写真に撮られては困る子供もいる。受付の方法や写真撮影の制限や禁止を市内一斉に呼びかけてほしい。7点目ですが、市教委からも是非様子を見に来てほしい。ということで、これに対しまして市教委としては、「共育の日」学校公開の日は、学校教育課で分担して各学校を訪問し、受付、駐車場の案内、参観者の構内での目印、写真撮影の制限は学校に任せました。

当日行った内容につきましては、前にお配りしましたので今回はお配りしていませんが、それぞれ行った結果、6番目ですが、学校公開日後の各学校、校長からの意見集約を行いました。まず1点目、この日のために、年間の行事を変更して取り組んだり、この日のために参観しやすい行事を意図的に行ったり、特別なことはしないで、普段どおりの授業を見てもらったりと、公開内容は様々であった。2点目の参観者数は、学校それぞれに集計していますので学校により大きなばらつきがありました。例えばB小は初日628人、2日目128人、3日目114人、合計870人という学校もありますし、一方、A中は3日間で8人だったという学校もありました。8人の理由ですが、月、火、水曜日と公開を行いました。月曜日は普段の授業、水曜日はテ

スト、火曜日は携帯電話教室を予定していましたが、中止になりました。そのようなこともあって、この結果になったのだろうということです。参観者については、保護者、祖父母、地域の方がほとんどであり、広く市民の参加はなかったということです。そういうこともあり、特にトラブルや写真撮影等の問題もありませんでした。そういったなかで、期待された学区外の人々の訪問、普通の授業での参観、小中の相互交流は少なかった、という校長の意見が出されております。

それを受けまして7番目ですが、参加者の数と学区外の参加の様子です。集計人数をみますと、やはりPTA行事、子どもに係わる行事があれば、保護者の参加者は多くなります。土曜日に公開すると、家族や児童の親類の参加者も増える。親子で取り組む行事には保護者の参加者は多い。小中合同のお知らせを地区内に配布したため、学区内の参加者があった。しかし、学区外の参加者を増やすためには、さらに別の工夫が必要である、ということです。

この様子を受けまして、保護者以外、他地区からの参加をどう増やすのかということですが、まだまだ気軽に学校に来る体制ができていないということで、だからこそ、その「共育の日」学校公開の取り組みが必要であるという認識を共有したい。そのために、教職員の意識改革として、今、勤めている学校から、卒業生が行く学校、隣の学区の学校、住んでいる地区の学校へと、勤務先にこだわらず、市内の学校という思いを学校関係者でもち、こぞって他地区へ行くような機会を意図的に作るのも一つの方法だと考えます。

さらに、中学生が地区の行事にどう係わるのかで、中学校への参観が増えることも考えられる。その意味からも中学生による「貢献活動」が重要であり、この「共育の日」学校公開で中学生と地域の交流を深める場としたい。

また、小学生が近隣の学校と合同で授業や活動をこの日に行い、子ども、職員、参観する保護者や地域の人々の交流も図れるという方法も考えられます。

このようなことをするために、ということで市教委として学校や市民への働きかけをどうするのかということですが、早めの提案により学校行事への位置づけを明確にし、趣旨を徹底するのが1点、時期は今年と同じく6月、開催日数は1日減らして、2日間とするというのが2点目、3点目は土日のどちらかを入れるということで、小学校は金曜日と土曜日、中学校は日曜日と月曜日とし、保護者、子ども、教職員が相互に行けるようにして、小中の連携を図る。4点目ですが、地域への周知は早めに取り組み、市の行事でも機会をとらえて広く広報する、ということです。5点目ですが、安全対策は、学校の不安が減少するよう方策を十分検討し、最善の策を立てる、ということで次回へとつなげていきたいと考えています。

委員長

ありがとうございました。ご質問ございましたらお願いします。

委員

参加した市民、住民の声というのはありますか。

学校教育課長

学校がそれぞれアンケートを行ったり、HPに書き込みをしていただいたりと、声は届いています。また、集約もしています。

委員

だいたい好評と見ていいですか。

学校教育課長

そうですね。公開については好評でした。否定的な意見は出ていません。

委員長

写真撮影はどのようにするのですか。

学校教育課長

肖像権などの問題もあり、禁止しているのですが、学校の伝統的な行事については、写真を撮る事を楽しみにみえる方もいます。ですので、普段の授業はだめですが行事についてはよい、と調整をしました。

委員

こういったことをするのに何も反対はないですが、いわゆるその日の共通テーマがあって、三河地域の人がどこへ行っても同じテーマでやっていたりとか、友達が勉強している、というのもあったらいいなと思います。そういったことが見に行く市民にとってもモチベーションになると思います。比較の対照があったり、何か同じテーマがあると、みんな一緒に同じ議論になると思います。

教育長

アライアンスの場から示されたものとして、そういう機会を設けるのもいいですね。

委員長

ありがとうございました。次に入らせていただきます。

日程第3 協議・報告事項

(5) 平成25年度使用小中学校教科用図書について

委員長

日程第3、協議・報告事項(5)平成25年度使用小中学校教科用図書について学校教育課お願いします。

学校教育課長

お願いします。7月3日に設楽町で新城設楽教科用図書採択地区協議会が行われまして、答申というかたちで小学校、中学校の使用図書の一覧がきておりますので、よろしくをお願いします。

委員長

何がご質問ございましたらお願いします。

教育長

あの場で課題になったことは、市教委としても協議したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

委員長

今後の研修会で話し合っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第3 協議・報告事項

(6) その他

委員長

日程第3、協議・報告事項(6)その他について、お願いします。

教育総務課長

お願いします。平成24年度学校給食モニタリング事業における検査対象調理場の決定についてという文書があるかと思います。先ほど教育長の報告にもありましたが、7月19日に行われた学校給食モニタリング事業調査委員会において、対象調理場が決定しましたのでご報告します。新城市は、新城小学校ということで決定しました。また別紙に、平成24年度学校給食モニタリング事業年間検査スケジュールが一覧にしております。これについては予定です。一通り説明させていただきますが、これまで放射性セシウムについては、暫定規制値となっていました。4月から新基準が示されています。これでいきますと、一般食品が100ベクレル以下、ということです。国の動きとしまして、東日本大震災における原子力災害により放射性物質が拡散し、農作物への影響が生じている中、児童生徒等の一層の安全安心を確保する観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため学校給食の事後検査を行うこととなりました。国の事業の委託先は各都道府県の教育委員会とされております。愛知県では県内の市町村に対し検査の希望の有無について調査がありまして、本市としては希望したところ、県内の調理場22ヶ所が指定を受けました。県内で手を挙げた市町村の約半分が指定を受けております。

検査方法についてですが、ゲルマニウム半導体検出器を用いた検査です。一番細かく検査できる器具ということです。今回測定するのは、放射性セシウム134及び放射性セシウム137の数値です。検出下限値は5ベクレル/kgということです。検査は、牛乳も含めた給食1食分を検体とし、1週間分をミキシングして検査します。市の負担としましては、検体の保存食分です。調理場への検体の採取は県が負担します。

検査期間はこの9月から来年2月まで、年間検査回数は延べ88回です。1調理場あたり4回です。案の段階ですが、本市は10月下旬、11月中旬、12月中旬、2月初旬の予定です。これは県の事業になりますので、事業開始前の8月及び事業終了後の3月に県教育委員会において、事業内容及び結果について発表されます。

検査結果の公表ですが、検査を実施した県の教育委員会ホームページで公表されます。検体を採取した翌週の金曜日に公表する予定になっています。もし、検査で数値が検出された場合、速やかに発表するとともに、関係校の保護者等に対して通知します。また、必要に応じて保護者等への説明会を開催します。また、再検査を速やかに実施することになります。再検査については、保存食と同じものを別に1セット保存する方法にするとのことです。以上です。

委員長

ありがとうございました。ご質問ございましたらお願いします。

委員

検査の結果、問題があった場合はどういった指導、処置をするのですか。

教育総務課長

基準値として示されている数値は、朝昼晩の3食を一年間続けて取ったときの値になりますので、すぐに影響が出るというものではありません。検出された場合、その品目が何なのかということをつきとめて、今後食材として使わないという処置になるかと思えます。

委員

子どもの人体に影響するかどうかというような検査はないのですか。

教育部長

最近ですと、岡崎の幼稚園の給食の椎茸の件がありましたが、子どもたちが基準値をオーバーする食材を食べるのが心配だという声があるわけです。ただ今の基準値というのが、基準値を超えるものを365日、3食食べ続けると人体への影響がある、というものです。ということは、一食、少し食べたぐらいでは人体に影響はない、ということです。ですが、当然何に含まれていたか探し当てて、今後そういったものは除外する、という対応の仕方です。おそらく、今後もそういった対応の仕方となっていくかと思われます。人体に影響がどれだけあるかということですが、原発の近くでは、甲状腺の検査だとかをやっているようですが、それ以外についてのところではやっていないというのが現状です。

教育長

この検査は、日本では最も精度の高いゲルマニウム半導体検出器を用いて行うわけですが、1ベクレルでも出たら公表するという、非常にシビアなスタンスでやっています。出た場合の食材の特定ということで、2つ保存をし、1つ提出し、もし出た場合は残りの1つを検査するというかたちで行います。現在のところ、様々なところで出ていないのが大半ですので、出ないであろうという安心の確保という意味も込めています。

委員長

保護者の安心が増す、ということですね。

委員

その発想はおかしいと思います。原発の影響はあまりない、というような姿勢の一端を見ているようです。結局、人体への影響はあまりないというような結論がみえているならば、検査の意味がないのではないですか。

教育長

それは私も同じ意見を委員会ですべて述べました。しかし、26の調理場で事前調査をするとすると、相当な費用がかかります。

委員

影響がないということを前提にしている検査はやっても意味がないと思います。そ

これは今の原発を進める側が、安心安全を国民に示すためであり、国民を犠牲にしているように思えてならないです。何かあったらそれに対してどういう処置をするとか、どういう指導、援助をするとか、そういったことがない検査は意味がないと思います。本市で重大な事案が起きた場合に、教育委員会として、今の説明では説明になりません。そういった場合について、誰が保障するのですか。やはり、何らかのかたちを県や国に対して、教育委員会として言っていかなければと思います。そういうかたちの在り方は少しおかしいと思います。

教育長

食材の事前放射能検査をして、安全な食材を調理するというのは当然だと思います。それが全てできるか、可能か、ということですが。

委員

毎回行えば、莫大な費用がかかりますね。

教育長

学校給食でも食材の検査は行われていますが、さらに検査をするということです。

委員

どこが安全なのかは、誰も担保できません。

ある程度、それぞれに指針を出すことは大事だと思います。何を基軸にするかということであって、誰もどこが安全かということとはわからないわけです。

教育長

議会の答弁でもありましたように、食材を選定する際に、比較的放射能を吸収しやすい物を選ばないとか、事前のフィルターをかけておいて、そうして選んだものを食材として使うことが望まれます。

委員

国も試行錯誤していると思います。

教育長

家庭での食事でも全て同じことです。

国からはもっと少ないサンプルで行うようきていたものを、愛知県はなるべく広く行えるようにしました。今やれることを精いっぱいやっていきたいと考えています。この検査を終えれば、また対策を考えなければいけない時期はすぐにやってきます。

委員

市としてというより、国として、しっかりとした対応が望まれます。少なくとも私の意見として、子どもたちの健康が見過ごされることは、簡単に容認できません。

教育長

その通りだと思います。とはいえ、何もしないよりも、まず実施可能なこの検査をやってみよう、という今回の方針についてはどうですか。

委員

何もやらないよりはいいと思います。安心させるためではなく、元を早期に発見して、事後のしっかりした検査、指導や治療を施すことが検査の意味だと思います。

委員

原子力発電をやっていくかどうかという議論は置いておいて、起きてしまったことについて安全が担保できるかどうかということに対して、やっていけることはやっていけばいいと思います。検査をし、それが安全だから原発再稼働というシナリオは間違っていると思います。我々受け止める側が、今起こってしまったことに対して、できることはやりましょうという認識をすればいいと思います。

委員

ただ、問題があった場合に、検査や調査をする側が対策を考えていくのは当然じゃないですか。

教育長

まだ国自体ももっていないですね。

委員

我々の立場からすると、きっちりつめるところはつけていかないといけないと考えます。

委員長

ありがとうございました。それでは10分間の休憩に入ります。

(休憩)

委員長

再開させていただきます。

日程第4 その他

委員長

日程第4、その他に入ります。(1)文化事業について文化課お願いします。

文化課長

市民文化講座についてご紹介します。8月5日(日)午後2時から、講師に東京大学名誉教授の養老孟司氏をお迎えして、「ヒトって素晴らしい!～果てしなき脳の可能性～」をテーマに文化会館大ホールで行います。また9月2日(日)には、ジャーナリストの大谷昭宏氏、10月6日(土)には東京大学大学院農学生命科学研究科教授の中西友子氏の講座が開催されます。

また、第23回新城薪能を8月18日(土)、午後4時より新城文化会館大ホールで開催いたします。委員のみなさま、ご都合よろしければ足をお運びください。よろしくお願いします。以上です。

委員長

(2)夏休み期間中の博物館活動についてもお願いします。

文化課参事

楽しみにしておりました子どもたちの夏休みがやってまいりました。鳳来寺山自然

科学博物館では、夏休み期間中は無休にし、子ども向けの講座を開催しております。館では、夏休み期間中に3つの講座開催を予定しています。7月29日、8月19日、8月26日とそれぞれ定員20名で行っていきます。ネイチャーランドしんしろ、ということで、特別展も開催しております。

次に、学習会のお知らせです。旧七郷一色小学校へ1泊し、生きものの学習をします。今までは旧門谷小学校を会場にしていたのですが、今年に変更しました。新しい場所ということで、非常に楽しみです。

委員長

ありがとうございました。

教育長

福島の子が旧門谷小学校へ来る期間はいつですか。

文化課長

7月後半から8月上旬と聞いています。

教育長

一般の方々がグループを作って、というのは新城としては初めてではないですか。ぜひ教育委員さんたちに支援していただけるとありがたいですね。

委員長

(3) 中学生の着帽について、お願いします。

委員

先ほどの教育研修会でもありましたが、中学生の帽子のことについてです。室外の部活動をやっている生徒はありますが、室内での生徒については帽子を持っていません。通学時も被っていませんし、もちろん、体育大会などの際にも被っていません。保護者についてはしっかりとした対策をしてくるのに、子どもは一日中帽子も被らずに、ということですのでごく心配です。今まで熱中症ですとか、大事に至ることがなかったのでよかったと思うのですが、それがないままでいられるかと言ったら、ずっとそうでもないと思います。ですので、例えば家にある帽子を持ってきて被れる状態にしてください、とするなど、必ず被りなさいという反発もあるかと思いますが、ないではどうしようもありませんので、整えてほしいと思います。具体的に考えていただけると、子どもも大人も先生もうれしいのではないかと思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。

教育長

夏休みが終わったらすぐに、登下校などで、熱中症対策として着帽を推奨してください、と言うのはどうですか。新城独自にやっていくというのは。やはり、思春期は気にしますので、背中を押してあげることができたら、と思います。問題ないと思いますので、さっそく行いましょう。

委員長

今のところ家にある帽子を持ってくるということですが、これから各学校がこんな

帽子あったらいいね、ではこんな帽子作ってみない？というような楽しい感じで進められたらいいなと思います。

学校教育課長

これを提案することは、効果はあると思います。

委員長

その他ございませんか。

委員

2点ほどお願いします。

1点、前にも話題にしましたが、各学校にAEDが置いてありますね。休みの日、特に学校に誰もいない日にどうするか、ということが地域の自主防災会で話題になりました。これについては、窓ガラスを割って入っていいよ、と言っておいていいですか。

教育部長

AEDについては、各学校に1台ずつ設置してあります。設置場所については、各学校に判断させています。多くは保健室あたりに設置してあります。夜間の体育館の開放中だとか、休みの日などにどうするか、ということです。これについて、各学校に対応を任せていますが、人命が大事ですので、そういった際は先ほどおっしゃられたような対応を周知している学校もあります。学校へ一度ご相談いただけますか。

委員

一度話をしてみます。

学校教育課長

外に置くと、盗難などがあるということで不安な声もあると思いますが、実際外に設置した学校で、今までのところ盗難などの被害は出ていません。参考までにですが、今のところ外に置いても問題はないです。

委員

もう1点ですが、大津の事件で教育委員は何をやっていたのか、ということがあがっています。テレビや新聞を気をつけて見ておりますが、何か事務局のほうへ情報が入ったら教えていただきたいと思います。

委員長

これにつきまして、来月の研修会でもいじめの件について取り上げたいと思っています。

教育長

来月であれば、市内の子どもたちへのアンケートのまとめもできてきますので、それらをもとに話し合いができると思います。当面する大事な課題ですので、この場で話し合いをするほうが良いと思います。研修会では公式な見解になりません。定例会議で話し合いをしたことについては公式になります。

委員長

では、次回会議ですが8月23日（木）、研修会での内容を教育委員会議で協議する

ということで時間は午後 1 時半とします。場所は勤労青少年ホームです。

ここからは秘密会議に入ります。

(教育表彰候補者について協議)

それでは、これで平成 24 年 7 月の定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記